

リスクを伴いますが、みんなで話し合うことによって、回避することが多くあります。

一つ言い忘れていたことは、リクルートの面接をして、最終決定をする前に確認することは、その人がチームのサポートを受け入れる能力があるかどうかを見定めることです。私たちは、幸いオフィシャルな方法ではなく、口コミでAFになりたい人の申し込みを受け付けていますので、結構、申込みがあります。その理由として「AFが1人でほっとかれないで、ちゃんとサポートしてもらえるから」ってよく言われます。それはチームでサポートしてくれるということです。そうは言っても、その人が本当にチームと一緒にやっていける人なのかどうか分かりませんので、その点を確認しながら採用を決めています。

デュオナ：受入れ家族にとって、子どもが困難な障害を抱えている場合、精神的にその子を支えていくのは家族だけではなく、チームには、医者もいますよ、と私たちははっきり伝えます。その子どもを心理士やエドゥケーターや医者が里親家族と一緒に支えているので、それでマイアージュという言葉を使っているのですが、そういうネットをみんなで編んで支えられる状況を作ることです。

質問5： いいですねえ。里親のステータスがとても高く、夫婦で夫までアグレマンを申し込むという事情になっているとは。それは手当が高いからなのか、それとも国の免状をもらえることやチームのメンバーになれるというステータスがあるから、そういうプライドを持てるためなのでしょうか、その辺のことをお聴きしたい。

デュオナ： まず、パラドックスがあるということです。これは、とくに社会がこの職業をいかに見ているかということについてのパラドックスがあると申し上げたい。もともと、AFはいかに寛容であるかとか、懐が深いという理由で子どもの委託をお願いしてきましたが、それを一つの職業として見ることにパラドックスがあるというこ

とです。

ここ30年から40年の間に、確かに、AFのステータスに対する考え方は変わってきました。昔は幼児を見てくれる保母さんというイメージでしたが、今では社会福祉上の職業と見られています。そうすることがリクルートをするために必要だったのです。

それから言えることは、里親は、高学歴でなくても女性にできる仕事で、他の仕事ができない人でも家庭でできる女性の職業と考えられていました。それが、確かに今変わってきました。

金銭面でも、30年、40年前はお金のために里親になることはかえって恥ずかしいと思われていましたが、その点でも変わりました。金銭的なこともきちんと認識して、この仕事を引き受けると言わないと、いいことだけ言っている、職業としてこの仕事をきちんと理解していないと見られるようになってきました。AFの職業をどう考えるのかという社会の見方が変わってきたことです。

リクルートのときに、所長も私も、AFが愛情面だけを述べて、お金のことを全く言わない人については、実は警戒していました。というのは、幻想みたいなものを描いて、愛情を豊かにすれば全てはうまくいくみたいに考えることに警戒するからです。実際、お金のことは現実にあります。その点をきちっと把握した地に足の着いた人をリクルートすることが大切ではないかと私たちも思います。

質問6 給料の点では、例えば、小学校の教師の標準と比べてどうでしょうか？

デルペルー：そこでステータスの話になりますが、小学校の先生よりAFの給与はずっと少ないです。AFの仕事が職業として確立されたのが、最近だからです、2005年の法律以降と考えていいでしょう。歴史的に1977年前までは、里親はnourriceと呼ばれていて、乳母ではありませんが、乳幼児を育てる者と考えられていました。それが徐々に職業として認められるようになった歴史が

あります。元々は、家で子どもをちょっと預かる人ぐらいのイメージ、託児のイメージでした。それが 1977 年以來、法律と考え方が変わって、ようやく給与所得者というステータスを得て、それに伴って社会保障も受けられるようになりました。

現在の問題は、給与に関する地方格差です。地方ごとの格差を改善することが今大きな課題になっています。

フランスでは、労働者のための集団協約が結ばれています。従業員と雇用者の集団協約ですが、1966 年には、医療、社会保障、福祉関係の労働者が加入する総合的協約ができました。そこに AF が入ったのが 2009 年のことです。ですから非常に最近になってようやく AF の仕事がソーシャルワーカーの仕事として実際に認められたのです。

それから AF の給与については、固定給与が子どもを預かっていてもいなくても貰えるということです。このことは、AF が子どもの委託を受ける機能を持っているので、それに伴って固定給が支払われるということです。そのほかに、子どもを 1 人預かる、2 人預かる、3 人預かるということによって給与体系が変わります。

それに加えて、困難な子どもを受け入れる場合は制約を受けますので、その制約に伴う手当がつく場合と付かない場合があります。手当は固定ではなく、子どもの状態によります。従って、子どもの状態が良くなった場合には、その手当は付かなくなります。状態で判断し、出すか出さないかが決められます。

その他に、子どものためのメンテナンス手当もあって、給与とよく間違えられるのですが、これは子どもに与えられるもので、AF に対する給与ではありません。

それから AF は、給与所得者のステータスがありますので、もちろん有給休暇も取ることができます。給与ベースは、ソーシャルワーカーのエデュケーターと比較すると、少ないのが普通ですが、いろいろ足してみると高くなることもあります。

1. AF の国家資格、国の免状

◇国家資格を AF に与える目的

質問 7：つぎに 2005 年に制度化された国の免状についておうかがいします。AF に国の免状を与える目的はなんですか。そのことは一般にどのように評価されていますか？

デルペルー：これはやはり AF のステータスが変わってきている証明です。要するに、2005 年の法律で、AF に職業として資格を与えなければいけない、だから国家が免状を与えるのだということなのです。

その目的は二つありまして、一つは職業としてきちっとした資格を確立することです。もう一つは、職業として AF を保護していくということです。給与のことはあまり言われませんが、やはり国の免状が出るということで、給与の格付も上がりました。

ディプロマは、それを持っていないとこの仕事ができないという義務ではなく、2005 年の法律は義務化したわけではありません。けれども、AF をリクルートする里親委託機関は、予算を配分する上級機関から、「AF が少しずつ免状を取れるような状況にしてください」という通達を受けています。ディプロマを作った公的機関の意思として追々、AF がみんなディプロマを持ってもらいたいという意向のようです。

デュオナ：そのうちに実の親にもディプロマを渡すような時代がくるかもしれませんね。(笑い) フランスには“親たちの学校 *Ecole des parents*”という組織もあって、そこでは免状をもらえるそうですよ。

◇研修について

デルペルー：ディプロマは、職業を行う際の義務ではありませんが、研修は義務づけられています。2005 年以前から研修は義務づけられて来たのですが、2005 年の法律は従前の 2 倍以上の時間で

研修を受けることをAFの義務としました。

具体的には、新しく採用されたAFは、全部で300時間の研修を受けなければなりません。そのうちの60時間は1人目の子どもを預かる前に受ける準備研修です。それから最初の子どもの預かってから3年間に240時間の義務研修を受けます。

私は、実はディプロマを渡す審査員の1人です。その経験から申しますと、最初にディプロマが導入されたときには、首都圏、つまりパリとパリ周辺では、非常に多くのAFがディプロマを取るために申請しました。特に、首都圏では、導入直後には、年に2回、ディプロマのための試験を国が実施したので、多くのAFが試験を受けに来ました。けれども、ここ2、3年は、試験は年1回になりました。

ディプロマを取る方法として、新しくAFになった人は、定められた240時間の研修の受講を終了していることと、もう一つは、3年以上の里親養育の経験があれば、経験で得た能力を評価してもらい、取得することが可能です。

この研修は、その費用を雇用主が負担します。費用を払うことが雇用者に義務づけられています。



◎事前研修

ルレアレジアでは、新しくAFを採用したときに、最初の子どもの預かる前に60時間の事前研修をルレアレジアの中で行なっています。歴史的にも、私たちのチームがすでに行なってきたことで

したし、小さい機関ですので外部に委託できる予算がないということもあります。その研修の中身の一つは、まず機関の組織を知ることと、AFを担当する職員が誰になるのかなどを知ります。その辺は、所長である私が研修します。

それから里親養育をよく知らないAFには、子どもを保護するいろいろな機関について学びます。国の機関や公的機関の名前やそれがどんな組織と機能をもつのかということを知ります。裁判所の判事とどのようなやり取りが行なわれるのかということも知ります。

それから、倫理面で、職業機密についても知ります。その後、臨床的なことを医師から聞きます。育成的知識は、医師と心理士そしてエドゥケーターによる研修があります。

◎義務研修

つぎに、実際に子どもをAFに委託してから行なう義務研修は、外部の研修資格をもつ民間の専門機関にお願いして、2年をかけて240時間の研修を定期的継続的に受けます。

質問8： その研修の骨子が2006年3月14日の省令で定めてられていますね。(資料2-1)

私はその内容が、ディプロマで審査する試験項目と連動するように設定されているのを見て、驚きました。

里親の国の免状についてどう思われますか？

◇AFの国の免状への評価

デルペルー：国の免状、ディプロマをどう思うかということですが、私はAFにディプロマを与えることをとても支持しています。ディプロマは義務ではないけれども、あったほうがいいと思います。私は、AFに対して、他のチームメンバーと同じように、年1度、マネージャーとして業績面接をしています。1年間の業績あるいはその人の仕事がどうだったのかということ振り返って1年間の仕事のまとめをする、そしてその人を元

気づける役割が私にはあります。そのときに「ディプロマを取ってくださいね」と毎年言っています。それには予算その他のことがあるので、その年取るのか、次の年取るのかを決めなければなりません。

ディプロマを支持する理由は、それが、仕事の価値をより高めるという効果をもっているからです。先ほどドクターも言っていたように、里親は、長い間、そんなに学力がなくてもできる仕事と見られてきましたが、ステータスが変わったので、その変化に私たちも対応する必要もあると思います。

2005年の法律で、PMIでアグレマンの審査をするときに、その条件としてフランス語が書けることと、十分に表現できることが初めて取入れられました。それまではそういうことが求められていませんでした。ディプロマを取るには、筆記試験が主なので、フランス語が書けないとディプロマを取れなくなりました。それまでは話せても書けない人が結構いたのです。

デュオナ：日本では驚かれるかもしれませんが、フランスには移民系のAFが多いので、かなりアバウトなフランス語で何とかしてしまうAFもいたのです。ディプロマは、この職業の価値を高めるということで、私たちはAFみんなに受けるように勧めています、それが難しいAFもあります。

一例ですが、北アフリカのマグレブ地方出身のAFについて話しますと、その人は教育的にとっても高い能力があるので、自閉症の男の子を委託していますが、とてもうまくいっています。その人は、口頭面接は通るのですが、書くことができません。彼女は、移民として来る前に母国では、学校の先生をしていた方ですので、能力は高いけれども、書くことが駄目で、試験に3回失敗しています。それでも「また受けてくださいね」と勧めています。そういう例もあります。

デルペルー：私たちのセンターでは、この

試験のためにいろいろなサポートをしています。例えば、継続的に研修を受けられるというサポートもあります。それから、私たちは「これが仕事です」と言っていないけれども、チームの皆さんが自発的にいろいろな形でAFを支援しています。例えば、行政的書類の作成は、秘書が好意で手伝っています。何か勉強したい人には、自発的にチームのメンバーが協力することもあります。

質問9：ディプロマを取るためにお金がかかるということはないのですか？

デルペルー：その心配は全くありません。ディプロマを取るための義務研修も、雇用主が全額支払いますし、試験も無料です。通常、国家試験はタダではありません。例えば、エデュケーターとか心理士は、自分たちで研修費から出さなくてはなりません、AFに関しては自己負担がありません。

質問10：雇用主がその費用を負担することは、ルレアレジアが自主財源でそれを出しているということでしょうか？それとも必要な予算を県に申請して県からその費用を出してもらっているということでしょうか？

デルペルー：それはルレアレジアの年間予算に組み込まれます。それは、元々義務研修ですので、研修費などは来年度を見越して、予算を立てて、それをパリの県議会で承認してもらい、それが下りるといいう仕組みになっています。年間予算に組み込んで県に請求しているということです。

その他に私たちのセンターは、Le Centre Français de Protection de l'Enfance (CFPE)という組織の一部として設置されているため、組織から研修費とは別の形で、ルレアレジアの運用する予算に研修のときの食事代などが補助されます。

◇ディプロマの効果

もう一つ重要なことですが、ディプロマを取ったAFは、その後、県が出すアグレマンをもはや更新しなくてもいいんです。アグレマンはこの職

業をやってもいいという許可ですので、5年ごとに更新しなければいけないのですが、ディプロマを取ったAFは、更新の手続きをしなくてもよくなります。だからと言って、監視の目が光ってないわけではなく、雇用者が、毎年、県議会の下にあるPMIに報告を出しますので、雇用者を通して、県議会は、本人がちゃんと仕事しているかどうかを確認するシステムになっています。

質問11： 今現在、ルレアレジアではディプロマを取得した人は何人くらいいますか？

デルペルー： ルレアレジアには、アグレマンをもつAFが25人いますが、有資格者をさらに2人リクルートする予定ですから、AFは27人になります。そのうち私の記憶に間違いがなければ、10人か12人ぐらいがディプロマを取っています。ただ、それがみんなルレアレジアの施策でディプロマを取ったのではなく、雇用者が別にいる場合もありますので、そちらで取った人もいます。

質問12： ディプロマを持つAFと、その他のAFでは、仕事上で何か区別していることがあるのでしょうか？

デルペルー： 全く扱いに違いはありません。ただ給与は少しずつ上がっています。昇進というのでしょうか、ディプロマを持っているほうが高くなります。

それから一般にAFが研修を受けるとき、研修のためのレフェランがAFにつきまします。通常の仕事でも、仕事上のレフェランをセンターではAFに1人付けています。研修を受けるレフェランには、ディプロマをすでに授与されたAFがレフェランになる傾向があります。それをレフェラン・プロフェッショナルと言います。ディプロマを持つAFは職業を实践する上で指導者になりやすいことがありますが、それは一般的な話です。

質問13： レフェランには、ソーシャルワーカーがなるのではないかと思っていましたが、AFがレフェランになることもあるのですか？

デルペルー： レフェランには2種類ありまし

て、子どもに付くレフェランにはAFはなりません。しかしAFがディプロマを取るための研修を受けているときには、その支援のためにレフェランが付きます。その場合、ディプロマをすでに取得しているAFが研修の間だけ付くことがあるということです。それがレフェラン・プロフェッショナルと言われます。これはいつも付くわけではなく、研修からディプロマを取るまでの間に付けるということです。私たちのセンターでは、通常、エドゥケーターや心理士がレフェランとしてAFに付きますが、ディプロマを取るためにレフェランをAFに付けるから、ディプロマを取るようにとAFに強く勧めています。

しかし、ルレアレジアでも、一般的にも、ディプロマを取っている人と取っていない人が職業面や能力面で違いがあるとは言えません。

質問14： そのレフェラン・プロフェッショナルは具体的に何をするのでしょうか？

デルペルー： 研修の間に寄り添いますが、研修者や先生ではありません。最近、このレフェラン・プロフェッショナル用の研修もできかけています。このレフェランは、ルレアレジアでは、最初に研修を始めるときと、途中と、ディプロマを取る直前、これは研修の最後ですが、つまり、要所所で、節目、節目に研修を受けているAFと会って相談にのっています。それから、レフェラン・プロフェッショナルとAF本人と、研修センターのレフェランが一緒に行なう中間の会議に出席します。他には、例えば、組織についての資料が沢山あるので、それを読むのを手伝って、その理解を助けることや、何か書類を書かなくてはいけないうきに手伝います。その他は精神的サポートですね。頑張って最後まで研修を受講できるようにサポートする、そういうサポート的な役割をしています。

デュオナ： 私は精神科医ですので、組織が健全に動いているかどうか、AFが健康な状態であるかということを見ます。AFがチームの交流に

どれぐらい時間を割いているか、硬直してくるようですと、その人の精神状態が分かりますので、それを見ながら、その人の状態を判断することもあります。

デルペルー： ですので一緒に考えて、一緒にディプロマを取れるように方向づけをすることもあります。そのAFがどれくらい頑張って勉強に追いついているかということも評価しています。

デュオナ： 精神科医は、レフェラン・プロフェッショナルと会って、ここはもう全然理解が進んでいないとか、どうしてそうなるんでしょうかということをお話します。

デルペルー： ルレアレジアでは小さいグループを作って、そこでなるべく交流をして、いろいろ考えてもらうように求めています。

質問 15： 小さいグループとは、AFのグループのことですか？

デュオナ： そうです。AFの小さいグループを作って、それを司会するのが、例えば、私であったり、他の人だったりして、テーマを決めて話します。

質問 16： ディプロマを取る人は年齢的にかなり違いがあるのではないのでしょうか？

デルペルー： 年齢の高いAFが取りにくいのではなく、取る気があまりないということです。もう30年もこの仕事をやってきたのに、いまさらどうして？ という感じです。若い人はディプロマを取りましょうという積極的ですが、少なくともルレアレジアで長年やってきた人たちは、今までちゃんとやってきたのだから、これでいいという感じ。そういう意味で、AMの仕事は、家に子どもを受け入れることや子どもとのつながりなど、実質的面がすごく大きい仕事だと思います。

デュオナ： それと、ルレアレジアは、ディプロマを取っているから、上とか下という上下の意識があまり感じられないですね。一般もそうだと思います。

デルペルー： 里親の仕事は非常に難しいとい

うか、本人がすごくエネルギーを傾けてやる仕事なので、ディプロマはそれに対する一つの評価であり、褒めや感謝のようなもので、そういう意味で、その職業の価値を高めるものだと思います。

AFの年齢に関しては、先ほどの話と逆のケースもあります。長年AFをして、いろいろな里親家族に委託されてうまくいかなかった難しい10歳、9歳半ぐらいの男の子を引き取ったことのあるAFのことですが、その人はどうしてもディプロマを取りたいと考えて、経験を通してとれる資格(VAE)のために、夜、一所懸命、筆記の練習をしました。試験前にはストレスもかなりたまりましたが、それが自分にとって重要だからと頑張っていて、ディプロマをしっかりと取られました。子どもも、「代理のお母さんも僕と一緒に学校に行ってるみたいだ」と言ったそうです。

このディプロマの制度を創ったことで、AFの仕事にはどんな知識や経験を必要としているのか、そういうこと後から来る人たちに伝える内容もつ仕事として確立することができたので、里親の仕事が単に愛情だけの仕事ではないということを示せるようになり、そういう仕事として見てもらえるようにしたことではないかと思います。ですから、ディプロマを取ることに頑張りたいと私は言っています。

◇AFはなぜソーシャルワーカーなのか？

質問 17： フランスではAFはソーシャルワーカーと言われていますが、どちらかと言えば、ケアワーカーではないのか、なぜソーシャルワーカーなのか、という人もいますが、その点をどう思われますか？

デュオナ： ドクターの立場から見ると、その辺は、実は少し曖昧なところですよ。例えば、ルレアレジアの実情を見ると、AFは、他のソーシャルワーカーと共にチームとして会議に参加する場合もありますが、AFを除いて会議をすることもありません。ですから100パーセント、ソーシャル

ワーカーの地位を得ているとは言えない部分もあり、同じレベルではないように思えることもあります。けれども、AFは、日常、とくに愛情面で子どもに関わっているということで、他のソーシャルワーカーとは違います。例えば、エデュケーターは100パーセントソーシャルワーカーと認められていますが、AFはそこまではいかず、少し曖昧な状況もあります。

デルペルー： 私は、ソーシャルワーカーというカテゴリーには、歴史を通していろんな職業の人が入ってきていますので、AFはソーシャルワーカーの1人と見られるべきだと思います。なぜなら一定の社会福祉的な特別な機能を持っているからです。ただ、組織の中で100パーセント、ソーシャルワーカーとして見られているかどうかはなお微妙です。ステータスはかなりはっきりしてきましたし、ディプロマも取れるようになり、2005年の法律によって、子どもを扱うチームの完全な一員となることが求められ、チームの一員とされますけれども、では、そのチームの中で、他のメンバーとすべてを分かち合っているかというところではなく、例えば、一部のAFは会議に出ないとか、子どもの資料も一部をAFには見せていないということもあります。

それは子どもを受け入れやすくするために、支援の一環としてやっていることですが、子どもの情報を全部AFに知らせないところもあります。

デュオナ： それはいい関係を作っていくために、少し問題になるかもしれないという情報をAFに隠しているということです。必ずしも全部を最初から知ってしまうことがいいわけではないところもあります。子どものトラウマをすべて言うてしまうのではなくて、ある程度隠しているほうがむしろ関係を作りやすいということもあります。けれども、その関係ができていくうちに、ある時点で何か話が出てきて、最初知らせていなかった点を知らせるということもあります。

例えば、兄と妹の間にできた子どもがいて、子

どもは、親がきょうだいであることを知らない場合です。そのことは里親家族にも伝えません。そうしないと受け入れられないとか、いろいろ問題が出て、気持的に難しいことがあるからです。

◇省令に定められたAFの職業指示モデル

質問 18： 2006年の省令では、AFの職業指示モデル *Référentiel professionnel* が国によって示されましたが、それを読んで、私は非常に驚きました。その職業指示モデルでは、AFの行なうべき務め *fonctions* と活動 *activities* がなんであるのかを明らかにし（資料3-2）、それがどんな分野と場面でどのように必要とされるのかを具体的に示しています。（資料3-3）、さらに、その務めや活動を行うためにどんな能力（*compétencies*、英語のスキル）が必要なのかを具体的に例示しています（資料3-4）。そしてその能力を証明する方法を定めて、国家資格を与えるという仕組みをつくっているようです。このような指示モデルをどのように思われますか？

デルペルー： まず一つは、これだけ詳細なものができたことについてお答えします。これを社会保障省が作った当時、ソーシャルワーク全体に言えることですが、非常に細かい、いろいろな変化を導入して、それまでの様々な規則を変えた時代でありました。AFに限らず、その他、エデュケーターなどソーシャルワーカーに関する仕事にも同じような基準作りやディプロマの創設がいろいろと行なわれました。私も、法律でこれだけ細かい内容のあるものを示したことに驚きました。それがいいことなのか、どう考えていいのか、私にも分かりません。ですが、国の意思として研修に関しては、国全体であまりズレのないように細かく定めたのだらうと思います。

職業指示基準の中身については、実際、私がAFの仕事を見たり、研修を受け終わったAFのフィードバックから考えて、現実に割合によく適合していると思います。それにいろいろな疑問に

も答えているのではないかと思います。

特に、家族に子どもを統合する能力と、プロフェッショナルとしてのコミュニケーション能力に関わる部分は現実によく合っていると思います。

ただ、この職業指示モデルはあくまでも、参考書類であって現実の仕事はこの通りではありません。例えば、研修についていえば、この項目とこの項目とこれをやりますという感じで研修をするのではなく、多くの場合は、外部の理論家は別として、AFの体験を話し合い、交流し、それから少し距離を置いて、状況を分析するというところにほとんどの研修では行われています。AFの仕事自体がまずは体験をして、それをいろいろと考えることで進めていく仕事ですから…。

それから、職業指示モデルは、AFだけに作られているものではなく、そういった福祉関係の仕事の基準として、政策を決めるときに、政策を決定する側で使ったり、研修の一つのガイドとしてあるいは雇用者が参照にするために利用しますが、具体的に誰がこれを使って何をするというわけではないのです。今政治的にこのような指示基準を作ることが流行っています。

質問 19：有難うございました。今日は、里親委託において最も重要な子どものニーズに応える里親の確保の方法を具体的にうかがい、大変参考になりました。また、里親の務めとその仕事、それを行う能力を高める努力がどう行われているのかもおよそ知ることができました。

デルペルー：2人を代表して、ルレアレジアからお招きいただきましたこと、私たちが信頼してお話する機会を与えられたことに感謝します。

まとめ

里親委託を推進するために、里親制度の広報、里親のリクルート、研修、志願者の家庭調査、認定および登録、委託候補児童と里親のマッチング、委託の準備、委託後の里子と里親への支援等の様々な仕事がある。日本では、今、それらの仕事

の一部を民間の里親支援機関に部分的に補助金をつけて委託し、主務機関である児童相談所が担えない仕事を民間機関に肩代わりしてもらうという里親支援機関事業が進められている。

フランスでは、里親の許可証の審査と里親の義務研修は別の専門機関で行っているが、その他の里親関連の仕事は、総合的に県又は民間の里親委託機関によって行われている。そして、民間機関の件費や運営費と活動資金もすべての費用が県の予算で支弁されていることがわかった。

他方、家庭外ケアが子どもにトラウマを与えるという理由から、親子分離をできるだけ予防する目的で各種の在宅支援、金銭的援助、在宅育成支援が、司法又は行政措置として実施されている。そのような中で、里親に委託される子どもの多くは、従前の環境でその安全と育成が危険な状態にあるとき、親の同意に関係なく、裁判所の決定で、施設や里親に委託されている。中でも、虐待やネグレクトによって情緒的障害をもつ子どもの多くが里親に委託されている。

従って、里親委託を促進するためには、いずれの里親委託機関においても、専門的知識と技術をもち、経験を積んだ機関の職員と里親を必要としているのかを知ることができた。また、里親のステイタスとプロフィールが大きく変ってきたと現状を興味深く知ることができた。

注記 *Protection maternelle et infantile* (母子保護機関、PMI) は、県の医療社会センターの中に設置され、障害の早期発見に携わり、日本の保健所のような機能がある。そのため、乳幼児専門の看護婦、心理士、PMIの医師や助産師、ソーシャルアシスタントおよび年少児専門のエデュケーターが活動している。妊産婦と6歳以下の子どもの医療社会的予防活動とコンサルテーション活動も行っている。保育ママと里親の許可証の審査と、保育ママと6歳以下の子どもの保育施設および団体を監査・監督している。

資料3 2006年5月14日付アシスタン・ファミリアルの国の免状に関するアレテの付則の仮訳

邦訳 菊池 緑

以下は、付則に示されたアシスタン・ファミリアル（以下ではAF又は里親とする）の研修指示モデル（資料1）とAFの職業指示モデル（資料2～4）を仮訳したもの。資料2は、職業指示モデルのうち、AFの務めと活動に関する指示モデル、資料3はAFの能力を要する分野の指示モデル、資料4はAFの能力を証明する指示モデルである。これらの指示モデルを参考として、国家資格を証明する国の免状を授与する審査方法等が具体的に示されている。

資料1 AFの研修の指示モデル (Assistant familial - Référentiel de formation)

この研修は、AFが国の免状を取得する準備をするための研修と位置づけられ、AFの労働契約の最初の署名後3年以内にすべてのAFが受ける240時間の研修であって、雇用状態において18から20ヶ月の幅で受講することができる。

能力を必要とする分野	研修の分野と内容
DC1. 里親家族への子どもの受入れと統合	研修の分野 I (所要時間:140 時間) <ul style="list-style-type: none"> — 健康管理、安全、食物および栄養管理、家庭での衛生と安全、AFPS — 年少の子どもに特別な行動と緊急に起る行動に関する経験的知識 — 子どもの生理的リズム — 子どもの生活リズムと文化的側面の考慮 — 日常の食事の管理および摂食障害 — 子どもの年齢と個人史に応じて考慮すべき身体的、精神的プライバシー
	<ul style="list-style-type: none"> — 心理社会科学:子どもの発達とその障害 — 子どもの発達段階(身体的、精神的、関係性的、情緒的および性的発達の側面を理解すること) — 年少児と思春期の子どもに関する健康問題 — 身体的及び精神的不調のサインの探知。サインに対する適切な対応 — 観察と聴き方に関心をもつこと、特別な道具を用いて:健康手帳、生活アルバムなど — 愛着、分離、個別化のプロセス、関係性の障害について
	<ul style="list-style-type: none"> — 家族から分離され、里親に委託されて生活する子どもの特別な状態 — 子どもと家族分離の原因となる複雑さと錯綜 (intrication (社会的、医学的、心理的、精神病要因)を知る、分離で追求する効果とその影響) — 里親委託の力学(機関の多職種チームと外部機関の介入について) — 里親家庭で生活する子どもへの寄添い:子どもの精神的変化および両親との間を維持する関係から起る問題(子どもの苦悩、生活の共有、忠誠心葛藤、帰属と同一化による現象) — 里親家族のなメンバーと委託された子どもの立場とそれぞれの役割 — 子どもの親達の現実的立場又は象徴的な立場の維持、親たちへの養育モデル(référence)及び/又は日常生活の情報の共有

DC2.子どもの育成的寄添い	<p>研修分野Ⅱ 所要時間:60分</p> <p>育成的寄添い</p> <ul style="list-style-type: none"> — 自立のプロセスでの寄添い、様々なレベルでの子どもの寄添い(生理的・身体的、知覚神経的、精神運動的、情緒的、社会的、認識的レベル) — 家族と家族の変化を知ること — 父母と他の大人の役割、とくに子どものアイデンティティの形成に関して — 子どもの引取りに関する関係性的と情緒面における寄添い — 日常的決まってしまうこと(ルーチン)および日常の習慣の安定性 — 異文化性、宗教的側面、一部の文化の儀礼を学ぶ — 他の文化の影響力と子どもに及ぼす意味を知ること — 危険な行為や非行の探知、子どもの心理と感情の変化および子どもの体験に関する解釈、予防と子どもの保護を担う組織/機関を知る事
	<ul style="list-style-type: none"> — 出会いと発達を有利にする様々な支援(遊び、わらべ歌、児童文学等) — 子どもの発達を促す文化と余暇の分野、余暇の共有と子どものリズムを知ること — 子どもの発達における学びの役割、育成的寄添いとそれを妨げる要素 — 育成制度とその様々な資源、学習への寄添い
DC3. 専門的コミュニケーション	<p>研修分野Ⅲ (所要時間:40分)</p> <p>職業的文化</p> <ul style="list-style-type: none"> — この分野の法律と規則: 家族の権利、子どもの権利、子どもを保護する権利 — 保護された子どもを引き取る制度的行政的枠組み — 家族への援助および未成年者の司法的、行政的保護における恒常的な里親委託の歴史的変遷および特別な援助 — 子どもの保護に競合する諸制度 — フランスの子ども保護制度における里親委託の位置づけおよび子どもの保護に競合する諸制度 — アシスタント・ファミリアルの身分(ステータス)
	<ul style="list-style-type: none"> — 恒常的里親委託に介入する各種の介入者の位置づけ — 里親委託のその他の介入者とのチームワークおよびAF固有の責任(職業機密の問題、家庭訪問、心理・社会福祉に関係する介入者とのコミュニケーションなど) — つなぎとしての施設で働くAFに関する(施設への所属感情)

注意点:《子ども》という言葉は、この文書では《子ども、10代の子ども及び若年成人》を区別せずに用いている。

里親の務め(fonction)		その活動(activités)
子どもを受入れ、基本的ニーズを考慮すること	身体的ニーズに応えること 心理的ニーズに応えること ケアのニーズに応えること	<ul style="list-style-type: none"> － ウェルビーイングと安全面から子どもに合った家族に子どもを委託する － プライバシーと個性を考慮する － (食事や睡眠などに)共同生活において平衡のある生活リズムを提供 － 安全に守られているという気持ち/情緒的関係のある継続的關係を保証 － 子どもの話を聴き、寄添い、その心の動きと反応を受け入れる － 子どもが日常/過去を維持しながら里親家族とその環境で生活する意味を伝える － 現在の健康に日常において注意する － 衛生と安全に関する基本的考え方を伝える
子どもに育成的に寄添うこと		<ul style="list-style-type: none"> － 自立と社会的適応の発達を援ける価値観を伝える － 思春期の通過に寄添う － して良いことと悪いことに目安を与え、限界を定め、定めたことを守る － 緊急事態とクライズ(興奮)を調整する － 学ぶことに寄添って有利にする。学習や職業生活をフォローする － 子どもと共に校外活動、文化活動、余暇活動を企画し、その分野の子ども能力を刺激する － 里親家庭からの旅立ちを準備し、寄り添う
子どもが親たちと関わる時に寄り添うこと		<ul style="list-style-type: none"> － 親権を尊重し、子どもの個別的育成計画の実行に協力する － 子どもとその家族の絆の維持又は構築に協力する － 二つの家族グループ又は両極の家族と共に育てられる子どもの状態を理解し、子どもを援助する。 － 子どもの家庭生活に関する意見と気持ちに耳を傾け、その問題について感情を表せるように子どもを援助する － 委託された子どもの社会的及び文化的世界を考慮する
里親家族に子どもを統合すること		<ul style="list-style-type: none"> － 委託の様々な段階において、受入れ家族のメンバーの務めと立場の変化に対応して子どもの統合を準備し、調整する － 委託された子どもがAFの家族の中で自分の立場をもてるように援助する － 委託された子どもに父母及びきょうだいの手懸りを与え、対応するために支援する － 子ども同士又は里親家族員の間で権威と立場の対立が起きないように調整する
チームで仕事をするための務め		<ul style="list-style-type: none"> － 子ども個別的育成計画を作成するためにチーム全員で協力する － レフェラント・ソーシャルワーカーと定期的に子どもの日常生活について話し合い、意見を口頭で交換し、子どもの言葉と利益を尊重しつつ、子どもの変化を報告する － 託置と子どものニーズの変化を評価する多職種専門家会議に参加する － 職業研修の諸活動に参加し、実務に関する情報交換に協力する

能力を要する分野	能力(スキル)	能力を示すもの
DC1. 里親家族への子どもの受入れと統合	1.1. 子どもの身体的ニーズに応える能力	<ul style="list-style-type: none"> — 子どもを受入れるために、子どものニーズ、発達や個人史に応じて、物質的および人的資源を動員できること — 子どもの人格とプライバシーを尊重しつつ、子どもの発達に応じて、生活環境への適応、生活のリズム、日常の健康を管理する
	1.2. 子どもの心理的ニーズに応えるために協力する能力	<ul style="list-style-type: none"> — 子どもの心理的ニーズに応えるため、子どもとの絆を有利につくること — 子どもの気持ちと状態、見たことなどを子どもから語らせること
	1.3. ケアのニーズに応える能力	<ul style="list-style-type: none"> — とくに家族について話すこと、それをどのように話すのかに配慮し、子どものもつ家族のイメージを維持させること — 子どものプライマリーケアのニーズを考慮できること
	1.4. 子どもを里親家族の中に統合する能力	<ul style="list-style-type: none"> — 委託期間中に、多職種チームの協力を得て、里親家庭における子どもの立場を理解し、子どもが家庭で自己のニーズを言えるように配慮すること — 里親家族のメンバーと子どもとの間に生じる相互作用を、子どもの言葉と利益を尊重して、他の多職種チームに話せること
DC2. 子どもに対する育成的寄添い	2.1. 子どもの総合的発達を有利に促す力	<ul style="list-style-type: none"> — 子どもの個別的育成計画における育成モデルを子どもに提供できること、子どもの発達段階に応じて、その家族史、その文化に合った育成モデルを提供できること — 子どもが自分の期待や個人的計画を自ら話せるようにすること
	2.2. 子どもが社会、学校又は職業生活へ適応できるように支援する能力	<ul style="list-style-type: none"> — 学ぶことによって、子どものニーズを知り、ニーズを満たす手段や資源がどこにあるのかを知る方法を有すること — 子どもの年齢により、子ども自身が近隣の社会活動への参加を申し込むことを認められること — 自立に向けて子どもに協力することができること
DC3. 専門的コミュニケーション	3.1. 里親委託チームのメンバーと情報を交換する能力	<ul style="list-style-type: none"> — 従事している制度の使命と仕事の仕組みを理解できること — 各人の立場、務め、責任を知り、それを尊重できること。様々な介入者と関わりながら自己の立場を知る力のあること — 子ども計画の作成とその評価に参加することができること — 機密の原則を守れること
	3.2. 外部の介入者と連絡し合う能力	<ul style="list-style-type: none"> — 社会的養護に関する各種の組織を知り、システムの中をナビゲートできること — 機関の定められた規則に基づいて職業機密を守り、外部機関とコミュニケーションを適切にできること。

注意点:《子ども》という言葉は、この文書では《子ども、10代の子ども及び若年成人》を区別せずに用いている。

能力群	試験の課題と時間	試験の形態	試験環境と試験場
<p>DC1. 里親家族への子どもの受入れと統合</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 提出書類に関する面接(45分) — 書類の構成(志願者が書いた文書(最低5頁)を含む20数頁の書類) — 自己紹介又は家族の紹介、本職に至る経歴と経緯(最高2頁) — 所属団体又は職場について述べる — 里親委託の観察、研修で学んだ理論及び経験から学んだことを述べる 	<ul style="list-style-type: none"> 提出した書類に関する試験 — 恒常的里親委託に関する試験 — 里親委託の準備に関する試験 — 遭遇した困難に関する試験 — 研修で学んだことに関する試験 <p>提出書類は研修期間中に徐々に作成。その内容と形式は、志願者が全く自主的に選択できる(委託中に書いたメモ、記事、文書等)、ただし、上記の一般的なテーマを尊重して作成することができる。特別な問題を中心に作成することも選択できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 試験は期日を守って地方に設置された試験センターで企画される。 — 提出書類は、試験前に審査官に送付する。審査官が面接の準備と質問を予め準備するためである。
試験の目的	指示された能力	能力を示すもの	質問者又は採点者:
<ul style="list-style-type: none"> — 志願者が研修によって、又は子どもを迎えて家族に統合したことを通して取得した能力を確認することを目的とする — 評価する点は、里親家庭に子どもを迎えて統合した志願者の能力で、面接の資料となる書類に関する評価ではない(能力の指示モデルを参照)。評価する点は、総合的に一貫して判ること、文書作成の表現能力を評価することではない。 	<ul style="list-style-type: none"> — 子どもの身体的ニーズに応える力 — 子どもの精神的ニーズに応えるために協力可能な力 — ケアのニーズに応える力 — 里親家族に子どもを統合できる能 	<ul style="list-style-type: none"> — 子どものニーズ、その発達およびその生い立ちに対応して、子どもを受入れるために、物質的および人的資源を動員できること — 生活環境、生活のリズム、日常の健康管理を子どもの個性とプライバシーを尊重して、子どもの発達に合わせて管理できること — 子どものニーズに応じて関係性を有利につくる — 子どもの気持と観察したことを子どもから話せるようにうまく仕向けること — 子どもがその家族のイメージを維持するため、とくに家族について話せるように配慮すること。 — 子どものプライマリーケアのニーズを考慮すること — 委託期間中、多職種チームに援助を求め、里親家庭における子どもの立場を知り、見守れること — 里親家族のメンバーと子どもの相互作用を、子どもの言葉と利益を尊重して、多職種チームに話すことができること 	<ul style="list-style-type: none"> — 研修指導者 — 恒常的な里親委託に携わる専門家 — 雇用者又は給与取得者(里親委託機関の職員) — 質問者は志願者と直接関係のない者

能力群	試験の課題と時間	試験の形態	試験環境と試験場
DC2 子どもへの育成的寄添い	事例研究:2時間	具体的状態に関するいくつかの質問に短い回答を求める。複数の選択肢のある質問によって育成的寄添いに関する志願者の姿勢をみる。	試験は期日を守って地方レベルの試験センターにおいて企画される。
試験の目的: — 子どもの育成計画に協力する志願者の実行力を確認すること(能力の指示モデル参照) — 日常生活状態に対する育成的選択を正当化する判断すること 指示された能力:	指示された能力: — 子どもの総合的発達を有利にするための能力 — 社会、学校、職業への子どもの適応化に協力する能力	能力を示すもの: — その子に関係する育成計画と関係のある育成モデルを子どもに提供することができ、それが子どもの家族史、文化、子どもの発達段階に適していること — 子どもにその期待と個人的計画を語らせることができる — 学ぶことに関する子どものニーズを発見し、ニーズに適った手段や資源の在りかを知っていること — 年齢に応じて、社会的活動に子どもを参加させることができるかどうか	質問者又は採点者: — 研修指導者 — 里親委託に関する職業的経験を認められた専門家 — 雇用者又は給与取得者(里親委託機関の関係者)
能力群	試験の課題と時間	試験の形態	試験環境と試験場
DC3 言い伝えられてきた職業的情報	伝達情報に関する30分の口頭試問。 研修の中間と終了時に研修センター、雇用者及び志願者の2度の面接後、それぞれの評価レポートが試験に代わる。	試験官による志願者の職場に関する面接を受ける。志願者の研修手帳と評価報告(研修の中間と終了の3人のレポート)を参考として面接の仕方を審査官に決めさせる。	— 試験は期日を守って地方レベルの試験センターで企画される。試験は研修手帳をもとに行なう。研修手帳には、評価報告、研修計画および研修報告が含まれる。
試験の目的:	指示された能力:	能力を示すもの:	質問者又は採点者:
	— 外部機関の介入者と情報を交換し合えること	— 各人の立場、務め、責任を知り、それを尊重できること。様々な介入者と関係しながら自己の立場を知ることができること — 子ども計画の作成とその評価に参加できること — 社会的養護の様々な機関を知り、そのシステムの中でナビゲートできること — 外部へのコミュニケーションを機関の定めた規則を守りながらできること — 各人の立場、務め、責任を知り、それを尊重できること。様々な介入者と関係しながら自己の立場を知ることができること — 子ども計画の作成とその評価に参加できること — 社会的養護の様々な機関を知り、そのシステムの中でナビゲートできること — 外部の介入者とのコミュニケーションを機関の定めた規則を守って行なえること。	— 里親委託に職業的経験を有することを認められた専門家 — 雇用者又は給与取得者(SWやAFを含む) — 質問者は志願者と直接関係のない者

資料4 インタビュー報告

デルペルー所長、精神科医デュオナ医師と
上鹿渡和宏医師の鼎談の記録

《フランスにおける社会的養護における 乳児院の位置付け》

参加者：林 浩康、 菊池 緑

通訳：小林香久子 プロスコパー・コーポレーション

以下の内容は平成25年9月16日13:00~16:00に行われた児童精神科医の上鹿渡和宏氏、パリ県の民間里親委託機関ルレアレジアの所長 Delpeyrou 氏、児童精神科医 De Ona 氏の鼎談等を整理したものである。質問に対しご回答いただいた内容によっては、逐語録からそのまま掲載することにした。

乳児院の職体制等

乳児院は、すべて県が管轄し、パリ県には、民間の乳児院が1か所あり、医療的ケアを必要とする子どもたちを対象としているが、財政的に県が全て負担している。フランスでは、地方分権化政策にもとづいて、地方に重きを置いた政治が行われ、子ども家庭福祉分野では県および地方(region)に自治を認める行政的体制を取っている。

パリ県の4つの乳児院は非常に設備が整っている。乳児院には所長、副所長、精神科医、心理士、保育看護師(puéricultrice)とその補助を行う職員、ソーシャルワーカーが配置されている。各乳児院では保育看護師が1対1で対応することを原則としている。

ルレアレジアは一定の乳児院と深い関係を維持している。乳児院は入所人数に空きがあれば必ず受け入れないといけないという規則になっている。

乳児院の機能

乳児院は緊急に子どもを受け入れることが多いが、緊急保護を除いて、必ずアセスメントされ、

それに基づき短期か、あるいは一時的か、それとも長期的かが判断される。そのアセスメントは乳児院だけの役割ではなく、県の当局も加わる。その子どもを里親に預けたほうがいいのか、それとも医療的な専門ケアが必要なのかということ協働で決定する。児童裁判所が関与するケースでは裁判所も加わる。

県の4つ乳児院の中では、その一つが、特に緊急保護を専門に行っている。乳児の場合、緊急保護として里親家庭に委託されることはほとんどない。

入所後も観察と評価は継続的に行われる。親との関係形成のあり方についても検討される。例えばあるケースでは、週に2、3度訪れて子どもの世話をそこでしたいという親もいる。それを認め、今後の子どもの養育について親子のあり方を観察し検討する。

それは、母子保護という概念に基づいて、母子関係にそれがどう機能しているかを観察する。入所前後にも観察を継続する。乳児院入所後、職員によって寄り添われることが重要視されている。身体的接触において母親と子どもとの関係がどうであるかということ、どういうふう言葉に掛けているか、母親の子どもに対する態度を観察することも行う。父親についても観察・評価する。母親が子どもをどのように受容しているか、していないのか、プロフェッショナルの職員が寄り添うことによって観察がなされる。

質問：乳児院では母親と子どもの傍らに、1人の専門職が常にいて、母子のやり取りを観察し、評価するということですか。

回答：1人のソーシャルワーカーが見るのではなく、チームで観察して評価します。

その中で特に大事な役割を持っているのは、保育看護師です。その人が観察をして、特に赤ちゃんの出してくるサインを読み取ることが大事に

なります。どういうふうに赤ちゃんが反応しているか、それがどういうふうな意味を持っているかということチームで評価します。

例えば、赤ちゃんの反応がどういうものかと言いますと、お母さんが来て腕を取ると、その後で嫌がる動作をしたり、5分後に寝てしまうとか、顔をそむけるとか、どういうふうに子どもが反応しているのかということを見ていくことが大事なんですね。

質問：それを見ていく中で、場合によってはお母さんとその子のやりとりに介入して、こういうふうによつたらいいなど助言もするのですか。

回答：お母さんにこうしたほうがいいですよということがある場合には、アドバイスを致します。例えば、お母さん自身が病気で、どう見てもちょっと異常であるという場合があるんですね。その場合、「あなたは子どもを虐待するおそれがありますよ」というようなことでも申しますし、そのような場合には里親を頼んだほうがいいのではないですか、と言うこともございます。

例えば、子どもに対して母親が何か悪いサインを出していても、子どもを外出させたいと言うこともあります。そういう場合に、きちんと児童裁判所の判事に聞いて、それは無理であるなどの指導を仰ぐ場合もございます。ですから、その場合は、児童裁判所の判事の管轄になるということですね。

質問：乳児院に措置した場合、できるだけ親に子どもを返すということが目的ではないかと思えます。しかし、どうしてもお母さんと子どもの関係が悪い、このまま続けると子どもにいい影響がないといった場合に初めて母子分離になるわけです。それが決まるまで、子どもは乳児院にいることになるのだと思いますが、その点はどうでしょう。

回答：確かにそのとおりです。小さい女の子の例について話をさせてください。ちょっと特別なケースですけども、いったん乳児院を出て、それから乳児院に再び入ってきた例がございます。非常にまれなケースです。

1人の子どもが生まれて、その14カ月後に妹さんが生まれました。2人目の子どもが非常に病弱でした。ですから、その子はいったん、里親のところに行ったのですが、その里親さんに「もう耐えられない」というふうに言われました。アタッチメントの問題があったからです。非常に大きな問題です。それは乳児院で、どういう方針で養育していけばいいかということがよく分からないままに里親に託してしまっ、後で問題になったというケースです。

両親の側にも問題がありまして、母親は非常に、精神的に錯乱の状態にありました。お父さんの方は、み書きできないという識字が困難な人でした。

質問：施設で方向性を決める際には、アタッチメントの問題を中心に評価や診断をして、現在どのような環境のもとで、どういう状態なのかということ把握し、それに基づいて里親に行けそうだとすると里親に委託され、少し難しそうだとすれば、その前にそのまま乳児院で対応するということですか。

回答：こういうこともあります。里親を探して預けるまでに、私どもが2カ月から2カ月半にわたって子どもの状況を観察し、それから里親に託します。その後、結局、うまくいかないという例もあります。そういう場合に、よく病院に子どもが送られて来るんですね。病院では身体的にうまくいかない問題があるかどうかを診ますが、全く問題がないとなります。その場合には、精神的な問題だろうということで、乳児院に帰されるというケースがあります。

質問：評価をするのは2カ月半と一応決まっているんですね、それ以上長くは時間をかけないのですか。

回答：ルレアレジアの側で子どもの受理を決めるということは、大事なことなので、それはチームで協議して決めます。その段階をプレアドミッションと申します。さっき2カ月半と言ったのですが、2カ月位ですね。ケース・バイ・ケースでその期間は異なります。

その評価の過程で、私どもにも非常にプレッシャーがあります。どうしてかという、乳児院に子どもがいられる期間が3歳までと決まっているからです。ですから、3歳近くなった時点で、乳児院の側も、今後その子どもがどうなっていくのかということで、それぞれが非常にプレッシャーを感じているわけです。時間は限られているので、どういうふうに乳児院が頼んで来るのか、里親にどう委託できるのかということで… 時間の限界があるからです。

パリ生まれの子どもの場合には、パリからあまり遠ざげたくない、というふうにパリ市内あるいは近県で里親を見つけられるかということも、非常にプレッシャーになってくるわけです。

乳児院を介した支援のあり方

回答：まず赤ちゃんが乳児院の中でちゃんと観察されていない、寄り添いがきちんとできていない場合、非常に大きな問題に後でなります。

先ほど言った寄り添いには、いろんな形があると思います。必ずしも乳児院ではなく、親による子どもへの対応が良くない場合に、どういうふうに赤ちゃんが虐待を受けないようにするのかという虐待予防対策として、寄り添いというアイデアが出てきます。ひどいケースでは、親子が病院に入るというケースもあります。また別のケースでは、親が妊娠中に、ちょっと危険だとか、非常に精神的に脆い母親と分かった場合には、特別な

監視を置く措置も行われます。いろんなケースがありますが、例えば、親が虐待をする場合には確かに親子を離さないとは駄目なこともあります。状況によっては一緒にしておいてもいける場合もありますので、状況次第だとは思いますが。フランスでの支援は、何も親から離すことだけではなく、さまざまな場面で支援が行われます。それから子どもは家庭環境で過ごしてもらうということが基本なのは確かですが、それが必ずしも機能しない場合には、やはり集団で生活します。

里親委託過程におけるケア

回答：まず、ルレアレジアのことについてお話しします。当初2カ月間は、まず非常に小さいチーム(2人)体制で機関が子どもにかかわります。心理士または精神科医とソーシャルワーカーが2人一組のチームになって、子どもの評価に専念します。子どもがどういう状態であるかということですね。

いろんな場合がありますけれど、一番よくあるケースでは、ルレアレジアのほうに乳児院の職員が子どもと親に付き添ってきます。

重要なことですが、乳児院とのパートナーシップが大事です。乳児院のチームとこちらのチームが一緒になって、子どもをどのようにケアしていくかということをお話し合うことが大事です。なぜかといいますと、乳児院のチームは子どもを里親に預けるということに、ある意味ナーバスで、非常に感受性の強い状態になっているためです。乳児院も子どもにずっと関わってきたのですから。

乳児院入所とルレアレジアの役割

回答：乳児院の中でも、緊急保護として入所する場合には、入所期限のリミットがあります。緊急で受け入れる場合は6カ月です。

緊急の例で、子どもが他の子どもを非常に傷付ける危険性がある場合もあります。1歳から2歳

半ぐらいの他の子どもにも暴力を振るう、本当に他の子どもを傷付けるという場合には、集団ケアに無理があるので、すぐに何か措置を取らないといけない。処分方針を決めないといけないという場合があります。

もう一つのケースは、普通にアセスメントに時間をかけて決定した入所した場合です。乳児院退所後は、実親の家庭に戻るか、それとも児童ホームへ入所するか、あるいは里親への委託です。

乳児院の側では、受け入れる職員の一人は保育看護師で、レフェランとして1人の子どもを担当しています。ルレアレジアの側では、ソーシャルワーカーがレフェランとして常に子どもに寄り添います。一緒に遊びながら言葉をかけたりして関係性を作っていくということが一番大事なんですね。同じレフェランがずっと寄り添っていきますので、例えば里親委託の準備として、アレジアのレフェランが里親に子どもを紹介するとき、乳児院からアレジアや里親家庭まで移動する間は非常に大事な時間です。何度も何度も行き来を重ねることによって、子どもがアレジアや里親家族にどのように反応するのかをレフェランはよく見ているわけです。子どもの側も里親さんのおうちに行って、今度のパパとママはどういう人だということを情報として知るという過程をもちます。そのためにアポイントを取って、子どもと里親家族の交流を1カ月、ないし2カ月くらいかけて行ないます。それが通常の流れです。

質問：ルレアレジアのレフェランは、子どもが乳児院にいる間も中心になってその子にかかわるということですか？アタッチメントの対象として、親密な関係を持つということですか？

回答：。それだけでなく乳児院でかかわってくれた保育看護師は、腕の中の子どもを手離さないといけないので、その人の心のケアも考えないといけない。関係性も大事にしないといけないのです。乳児院のチームからルレアレジアのチームへの変更、感情的な面でのケアも必要になります。

質問：基本的に乳児院は子どもが里親へ委託される場合、子どもは保育看護師と別れるという体験も一方でするわけですから、できれば乳児院に行かずに直接里親に行ったほうが良いという考えもあると思いますが、それでもやはりそういう一定の期間を乳児院の中で過ごすことが、絶対的に必要と考えられているのでしょうか。

回答：ある一定の期間、乳児院で過ごすことは必要と思います。なぜなら乳児院まで入らないといけない子どもは、暴力をかなり受けているので、家庭への適応が非常に難しいからです。そのため、無菌室のような所で過ごす必要性があると思います。

赤ちゃんの場合、乳児院に入所しますが、子どもにも何も問題がなければ、父母と一緒に生活することができます。けれども、虐待を受けていなくても、何か問題を抱えているから乳児院に措置されるわけです。それから、家庭への委託は里親や養親の心の準備が大切ですし、養子に出すその前にも乳児院に入れていきます。

乳児院でそれまで関わってくれた保育看護師は本当の母親みたいに腕の中に抱っこしています。そういう人から子どもを手離さないといけないので、その人の心のケアみたいなことも、ルレアレジアの側は考えます。やはり相手は人間ですので、そういう関係性を大事にしていけないと思います。

子どもたちを里親に出すことは、親にとって非常に難しいことです。それをきちんとできるようにするために、ルレアレジアが作られたわけで、それが私たちの存在意義でもあるのです。親は簡単には子どもを里親に出すことにやはりなかなか同意しないんですね。例えどんなに難しい状況に自分たちがあるとしても、それをきちんと納得してもらったうえで移行することが大切です。子どもの側にも忠誠心の葛藤というものがありますから、親にきちんと、本当に実親だということを感じてもらいながら、どのようにして子どもを速や

かに里親の制度に移行させていくのか、それを調整していくことに私たちの施設の存在意義があります。

質問：乳児期という大切な期間を乳児院で暮らすことについては、乳児院をポジティブにとらえることが基本にあるのだと思いますが、一時保護として乳児院ではなく里親を利用することはないのでしょうか？

回答：赤ちゃんの場合は、やはり乳児院を通すということですね。といいますのは、子どもに何も問題がなければお母さんとお父さんと一緒に暮らせるわけです。ですから虐待を受けていないとしても乳児院を通します。なぜなら県の保護局に委託される子どもは、何か問題があったとか、難しい環境にあるわけです。例えば、先ほどから何度も言っているように、実親の心の準備も必要で、例えば、養子に出す前の段階でも乳児院に入れるというケースもあります。

パリ県における乳児の委託状況

パリ県の児童社会援助機関の2010年の統計(養護措置総数5253件)では、12月31日現在、乳児院にいる子どもの数は116人(前年度は93人)。その措置理由の法律のカテゴリーでは、保護者の合意に基づく一時保護(行政措置)が23人、養子縁組を前提とした国家被後見子の保護(行政措置)が16人、児童判事の命令による育成援助(司法措置)が77人であった。この育成援助は、子どもが従前の環境で生活を続けることがその発達や育成を危険にすると判断した児童判事の決定にもとづいて親子が分離され、乳児院へ入所したケースである。従って、乳児院入所児童のうち、66%が裁判所による強制的措置となる。乳児院は、親から分離された子どもを緊急に受入れるか、一時的措置又は裁判所の決定で3歳まで受入れ可能な施設とされている。そのため、児童ホームは3歳から

入所可能な施設となっている。

パリ県の場合、乳児の緊急保護は、0歳から3歳までの子どもを緊急に保護する75人定員の県立の緊急保護施設が1か所あり、ここでは、10週を限度として子どもを受入れ、その間に県の児童社会援助機関のセクターと共に、子どもの受入れ期間を評価し、将来計画を立てている。その他に3か所の県立乳児院と民間の乳児院(48人定員)が1か所あり、育成機能と観察機能がある。従って、里親委託、養子縁組、家庭復帰の準備を目的として親子関係を観察し評価している。他の県立の3つの乳児院は、いずれも30人定員で、短期又は中期を前提として乳児を保育している。そのうちの2つの県立の乳児院は、乳児を6人単位で保育する施設を園内に5か所設けている。

乳児院とは別に、フランスには Les centre maternels (母子保護センター) がある。これは妊娠した女性あるいは3歳以下の子どもを母と一緒に保護するための施設で、パリ県には県立4か所と民間6か所があり、乳児院よりも多く活用されている。親子をできるだけ分離せず保護しようとする姿勢があるためではないだろうか。

パリ県の2010年の統計によれば、12月31日現在、305人の母と349人の子どもがこれらの母子保護センターに入所している。その目的は、母の社会的適応と自立援助、母子関係の形成とその維持にあるといわれている。その他に、未成年の母とその子どもを共に受入れる里親家庭と、未成年のカップルと子どもを共に受入れる団体も1つある。これらの施設においても対応が困難な3歳以下の子どもは、乳児院か里親に託置されるものと考えられる。

乳児院を選択する理由として、乳児院における異職種専門家による手厚いケアがあげられている。里親に委託するよりも、重い問題のある子どもには、乳児院の方が適切なケアができるとも考えられているからである。

以上のことを踏まえ、乳児院に求められている

機能は、乳児の緊急保護、親子関係の修復を通じた家庭復帰への準備、養子縁組前提の委託への準備、そして課題をもつ子どもには専門的施設または里親委託への措置変更への準備といえる。そのため乳児院がその橋渡しの役割を担っているのではないかと推測できる。他方、フランスにおける里親委託の目的は、家庭復帰への準備、家庭復帰が無理な場合における永続的ケアの提供と実親子関係の維持、そして課題のある子どもの長期的ケアと自立支援であるといえる。また里親委託が困難な子どもについては、治療的施設への移行への援助もあるといえる。これらは、短期委託後の早期の橋渡しとは異なる中長期的委託に基づく子どものケアではないかと考えられる。

デュオナ氏は乳児院の課題について以下のように述べられている。

- ・もし多くの子どもたちが十分な保育看護師が保障されない中で育てられると不適切な養育がなされる。十分な保育看護師が養育に携わらなければ、子どもを一人の人格者として養育することはできない。

- ・乳児院のメリットとしては、複数の専門職による観察がなされ、診断が適切になされること、また家庭復帰に向け親と協働できること

- ・里親のメリットとして乳児院に比してコスト的に安いこと、速やかに赤ちゃんを養育者がbond(絆、つながり)を形成しやすいことがあげられる。

まとめ

パリ県では要支援性のある親に対し、親子分離を予防するために、在宅でのケア体制を整備するとともに、母子で委託できる里親家庭や施設が整備されている。しかしながら親子分離がやむを得ない場合、乳児院が一時的に活用されている。乳児院では保育看護師が乳幼児に個別のかつ治療的に関与できる体制が整備されている。また委託過程からレフェランという子どもや親に一貫かつ

継続的に寄り添うソーシャルワーカーが確保されている。

レフェランや保育看護師がチームを形成し、治療的ケアを提供するとともに、里親委託する場合、そうしたアセスメントの情報が里親に提供され、委託後もチーム養育の体制が確保されている。ルレアレジアではプレアドミッションとして約2ヶ月乳児院において、こうしたケアが提供されている。乳児院の場合、乳児院で観察され、寄り添いができていない場合、後に大きな問題となるとされている。

乳児院の活用に関しては日本では否定的に捉えられているが、乳児院ということばで一括りに表現するとさまざまな誤解が生じるように感じる。すなわちそこでの養育の目的、養育体制、入所期間などにおいて、パリ県の乳児院は日本の乳児院と大きな相違がある。また委託過程において、ソーシャルワーカーと密接な関係性を子ども、乳児院の職員とも形成されている点においても日本と大きく異なっている。委託過程やチーム養育のあり方を考える上で非常に参考となる取り組みといえる。

日本への示唆

日本における乳児院の入所児童の32.3%(平成20年度厚労省)には心身に何らかの障害があり、その割合は漸増傾向にある。障害の内容としては、「身体虚弱」が20.4%で最も高く、次いで「知的障害」5.5%、「肢体不自由」3.2%、また「その他」が8.6%となっている。平均入所期間は1.1年であるが、2年以上入所している子どもは16.2%を占めている。児童養護施設入所児の19.5%は乳児院からの措置変更である。さらに新生児を含む1才未満児の里親委託率は11.6%(平成23年度厚労省)であり、一時保護を通して乳児院への入所を強いられる子どもたちが多く、国も通知等を通して新生児の里親委託の必要性を自治体に伝えてはいるが、それへの取り組みはきわめ